重点施策

重点施策は、特に力を入れて推進すべき支援群に対する施策であり、当町では以下の４項目が該当します。

１．子ども・若者への対策

（１）子ども・若者が抱える課題に対応する支援の充実　（２）自殺予防に資する教育や普及啓発

（３）関係機関と連携した取り組みの推進

２．勤務・経営者への対策

（１）町内の企業経営者等に対する支援　（２）勤務・経営者等に対する相談窓口の充実

（３）多分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備

３．高齢者への対策

（１）包括的な支援のための連携の推進　（２）地域における要介護者に対する支援

（３）高齢者の健康不安に対する支援　（４）社会参加の強化と孤独・孤立の予防

４．生活困窮者への対策

（１）生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」を強化

（２）生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

（３）他分野の関係機関が連携・協働する基盤を整備

自殺対策の推進体制

「新ひだか町自殺対策推進委員会」を設置し、自殺対策について町内関係機関と緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。

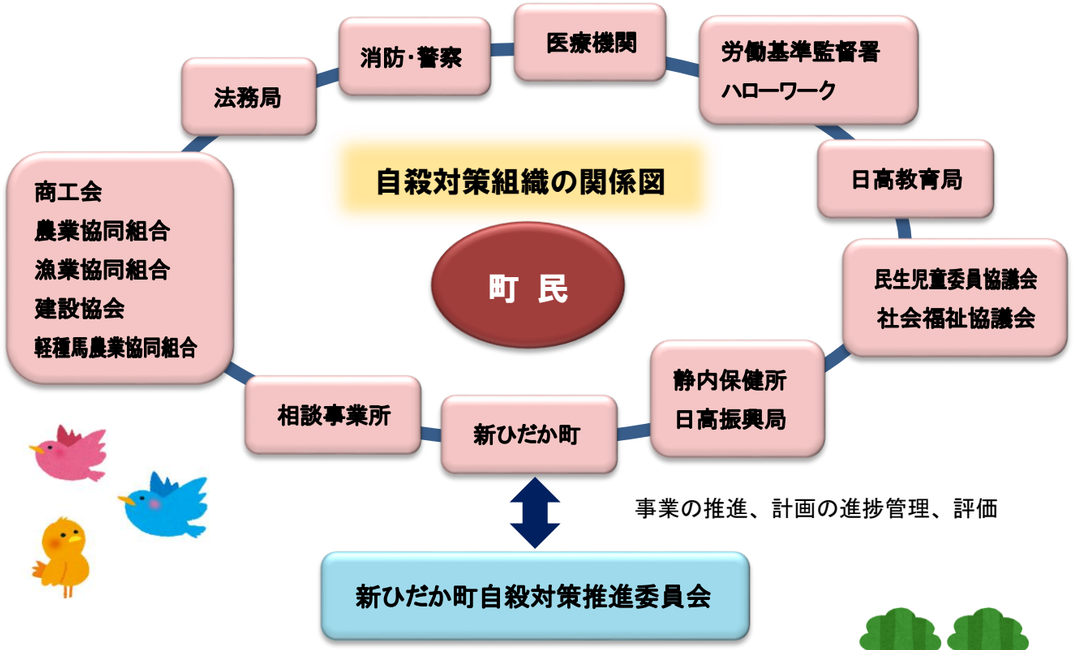

■ **発行**：令和６年３月

■ **編集**：新ひだか町保健福祉部健康推進課（TEL　0146-42-1287）

概　要　版

いのち
支える

第2期「いのち」を支える新ひだか町行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～

我が国の自殺者数は近年減少傾向にありますが、今もなお毎年 2 万人を超えて推移しており、社会的な問題となっています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村は「自殺対策計画」を策定することとなりました。新ひだか町においても、平成 31 年 3 月に「いのち」を支える新ひだか町行動計画を策定し、新ひだか町における自殺を取り巻く課題の把握と「生きることへの包括的な支援」として自殺対策を推進してまいりましたが、当町の自殺死亡率は国や道と比較して高い状況にあります。

このたび、令和 5 年度末で計画期間が終了することに伴い、1 期計画を総合的に見直し、自殺対策のより一層の充実を図るため、第 2 期新ひだか町自殺対策計画を策定いたしました。

計画の期間・目標値

【計画期間】　令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度の 5 年間

【目 標 値】　最終的に目指すところは、自殺に追い込まれる人をなくすことにありますが、目標値は国の自殺総合対策大綱に基づき、令和 8（2026）年までに自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数）を平成 27（2015）年と比べて 30%以上減少とします。また、2 期計画の最終年度である令和 10（2028）年はさらなる減少を目指し、平成 27（2015）年と比べて、およそ 40%減少を目標とします。

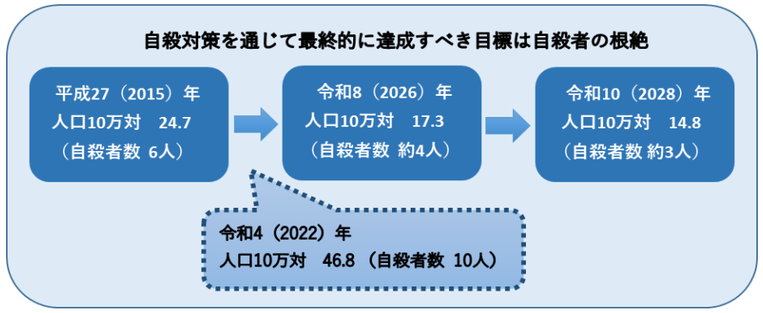

計画の評価

目標の達成度を数値で見る量的評価と、計画推進のための取り組みや経過を評価する質的評価を行います。

令和 5 年度（2023）	令和 6 年度（2024）	令和 7 年度（2025）	令和 8 年度（2026）	令和 9 年度（2027）	令和 10 年度（2028）
計画策定	推進期間	推進期間	推進期間	推進期間	最終評価

新ひだか町の自殺の現状

＊自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」より

（１）自殺者数・男女別自殺者の推移（経年推移：町）

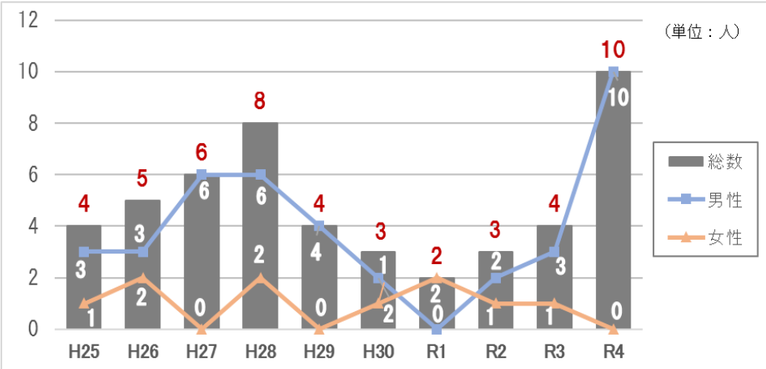

令和 4 年の自殺者数は 10 人であり、過去 10 年間の中で最も多い人数である。特に男性の増加が著しい状況。

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

（２）自殺死亡率の推移【人口 10 万人あたりの自殺者数】（経年推移：国・道・町）

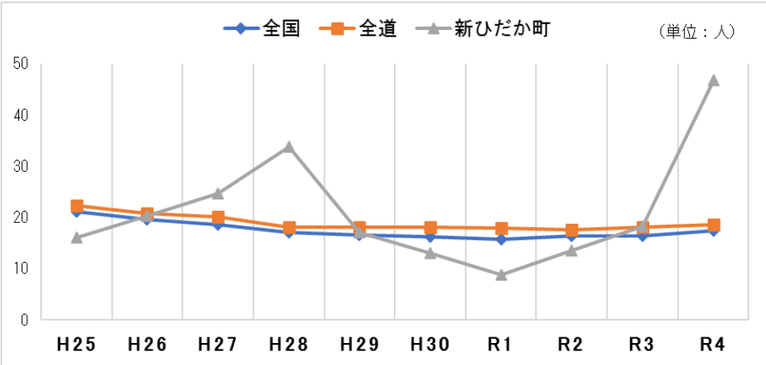

平成 30 年～令和 2 年は国・道の死亡率を下回っていたが、令和 4 年は国・道と比較して大きく上昇している。

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

相談先の認知度

＊R5.6～8　こころの健康に関するアンケート調査より（回収数　1,912 人）

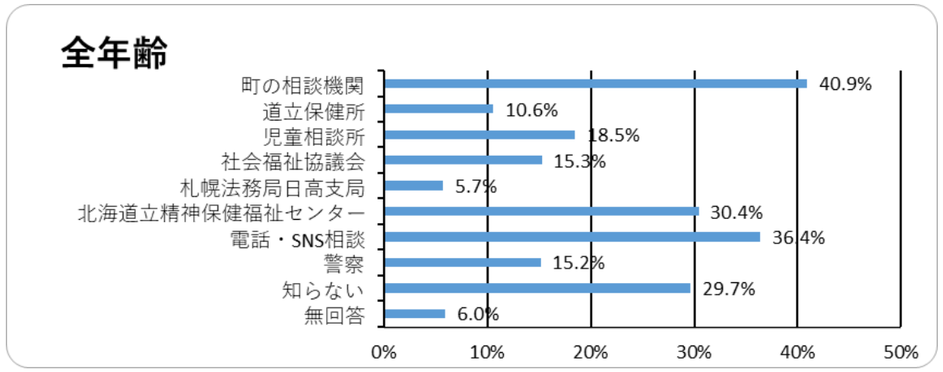

悩みやストレス等について相談できる場所の認知度について、「知らない」との回答は 567 人と全体の 29.7%を占めており、年代別では、10～40 歳代が 30%以上と高い傾向になっている。

施策体系

誰も自殺に追い込まれることのない新ひだか町

基本施策

１．地域におけるネットワークの強化

地域の連携は、自殺対策を推進する上で基盤となる取り組みです。既存の各分野のネットワークを活用し、生きることの包括的な支援につながるための連携を強化します。

（１）新ひだか町自殺対策推進委員会の開催

（２）各種協議会等を通して連携・ネットワークの強化

２．自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を効果的に推進するためには、周りの人がその兆候にいち早く気づき、働きかけを行うことが重要であり、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。

（１）自殺対策従事者研修会等への職員派遣

（２）町民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座の実施　等

３．住民への啓発と周知

不安や悩みを抱えている人と、その周囲の人たちが、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談支援体制の充実と相談先に関する周知・啓発を行います。

（１）各種媒体を活用した普及啓発（年代に合わせた周知方法）　（２）こころの体温計チェックサイトの周知

（３）講座・イベント等の開催を通じた普及啓発　（４）職域との連携による普及啓発

４．生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要です。生きがいづくりや交流・居場所づくりをはじめ、自殺未遂者、遺された人への支援を通じて、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす取り組みを推進します。

（１）交流の機会や居場所づくりの推進　（２）自殺未遂者への支援

（３）遺された人への支援

５．児童生徒の SOS の出し方に関する教育

学校・家庭・地域の連携により、児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育だけではなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方に関する教育を推進します。

（１）児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施

（２）教職員や保護者に対する普及啓発

（３）児童生徒の SOS の出し方に関する教育を推進するための連携強化